

ruum モバイル クラウド WiFi サービス契約対応機器販売規約

大東建託パートナーズ株式会社（以下「弊社」という）が提供する ruum モバイルクラウド WiFi サービス（以下「ruum モバイルサービス」という）へお申込みいただく方で、弊社から ruum モバイルサービスに対応したモバイル WiFi 端末機器（以下「対応機器」という）の購入を希望される方（以下「購入者」という）は、以下の規約を必ずお読みのうえ、ご同意下さい。

第1条（対応機器の売買契約の成立）

1. 購入者は対応機器の購入を希望する場合、弊社指定の方法に従って対応機器の購入申込みを行うものとします。
2. 購入者と弊社との間の対応機器に関する売買契約（以下「売買契約」という）は、前項に基づく購入申込みを弊社が受け付け、これを承諾した時点で成立するものとします。かかる承諾は、弊社所定の方法で購入者へ通知することにより行われます。

第2条（申込みの拒絶）

1. 弊社は、購入者が次の各号のいずれかに該当する場合、対応機器の購入申込みを承諾しない場合があります。
 - （1）申込み情報に虚偽の情報があつた場合
 - （2）料金の滞納等がある場合
 - （3）日本国外からの申込み又は配送先が日本国外の場合
 - （4）その他弊社が申込みを承諾することにつき不適当と判断した場合
2. 弊社は、購入者による対応機器の購入申込みに関し、対応機器の配送が完了したか否かにかかわらず、第三者によるなりすまし等の不正行為のおそれがあると判断した場合、本人確認のために当該申込みの支払いにかかるクレジットカードの名義人並びに当該クレジットカードの発行会社に対して注文情報を開示する場合があります。また、当該注文行為が購入者本人によるものでないと確認したときには、当該注文にかかる売買契約を取り消すものとします。

第3条（代金及び支払い方法）

1. 購入者は、弊社が定める対応機器の販売代金（以下「端末代金」という）を、弊社が定める以下の端末代金の支払い方法のうち、弊社と合意した支払い方法に従って、弊社に登録している決済手段により、支払うものとします。なお、支払い方法は、申込方法によって選択できる方法が限られる場合があります。
 - （1）一括払い
 - （2）分割払い（自社割賦）
2. 購入者は、ruum モバイルサービスを解約した場合で、未払いの端末代金があるときには、弊社が指定する支払い方法により、当該未払いの端末代金を一括して支払うものとします。

第4条（配送 および所有権の移転）

1. 弊社は、対応機器を弊社の指定する配送業者により配送するものとします。

2. 弊社は、売買契約締結後、購入者が弊社へ通知した住所へ対応機器を配送するものとします。なお、対応機器の発送の時期については、購入者の ruum モバイルサービスに関する決済手段が確定した後となります。また、かかる配送の完了をもって、弊社の売り主としての引き渡し義務が履行されたものとします。
3. 対応機器の所有権は、購入者が弊社へ端末代金の全額の支払いを完了した時点で、購入者へ移転するものとします。なお、購入者は、対応機器の所有権移転前においては、対応機器を担保に供し、譲渡し、又は転売することができないものとします。

第5条（初期不良及び返品）

1. 購入者の購入した対応機器について、配送当初から正常に動作しない状態である場合若しくは配送当初から汚れがある場合（以下「初期不良」と総称します）又は配送に起因して破損が生じた場合若しくはその他弊社の責めに帰すべき事由による商品手配違い等が生じた場合には、購入者は弊社が対応機器毎に指定する連絡窓口に対し対応機器の受領後速やかに通知するものとします。また、その後の処理については、当該連絡窓口の指示に従うものとします。
2. 購入者は、前項に定める場合以外の対応機器の保証については、機器製造事業者の保証規定に基づく当該対応機器の保証について、弊社は一切責任を負いません。
3. 対応機器について、購入者の責めに帰すべき事由に基づく場合又は以下の各号に基づく場合、初期不良には該当しないものとします。
 - （1）火災、地震、水害、落雷、ガス害、塩害、その他の天災地変、公害、又は異常電圧等の不慮の事故による場合
 - （2）接続時の不備に起因する場合、又は接続している他の機器に起因する場合
 - （3）取扱説明書又は製品仕様書の記載事項に反する使用及び保管による場合
 - （4）購入者が改造、調整、部品交換等を行った場合
 - （5）その他、対応機器引き渡し後の輸送、移動時の落下・衝撃など不適当な取扱いによる場合

第6条（期限の利益の喪失）

1. 購入者が次のいずれかの事由に該当したときは、当然に売買契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
 - （1）支払い期日に端末代金の支払いを遅滞し、弊社から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
 - （2）自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。
 - （3）差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申立て又は滞納処分を受けたとき。
 - （4）破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。
 - （5）売買契約が購入者にとって商行為（業務提携誘引販売個人契約を除きます。）となる場合で購入者が賦払金の支払いを1回でも遅滞したとき。
2. 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、弊社の請求により売買契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
 - （1）売買契約上の義務に違反し、その違反が売買契約の重大な違反となるとき。

(2) 購入者の信用状態が著しく悪化したとき。

第7条 (遅延損害金)

1. 購入者が、賦払金の支払いを遅滞したときは、支払い期日の翌日から支払い日の前日までの日数について当該賦払金に対し、年14.5%の割合で計算して得た額の遅延損害金を支払うものとします。
2. 購入者が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日の前日までの日数について、端末代金の残金全額に対し、年14.5%の割合で計算して得た額の遅延損害金を支払うものとします。
3. 購入者が選択した決済手段に関し個別の約款等が提示されている場合、当該約款等の定めに従うものとします。

第8条 (契約解除)

1. 弊社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、購入者との売買契約を解除することができるものとします。この場合において、購入者に帰責事由がある場合、弊社は購入者に対して弊社が被った損害の賠償を求めることができるものとします。なお、購入者が届け出た住所への発送又はメールアドレスへの発信をもって到達とみなすものとします。
 - (1) 購入者が第6条各項各号に違反した場合
 - (2) 弊社に通知した住所に対応機器を配送したにもかかわらず、購入者の不在等により対応機器の引き渡しができず、かつ対応機器の発送のときから一定期間が経過してもなお当該購入者から何らの連絡も無い場合
2. 前項の解除事由に該当する場合において、購入者に対応機器の引き渡しが完了しているとき、弊社は、当該対応機器の返還を購入者に要求することができるものとします。購入者は、弊社が返還を要求した場合、購入者の費用負担においてかかる対応機器を弊社所定の方法により直ちに返還しなければならないものとします。

第9条 (免責)

1. 弊社は、対応機器の商品性又は購入者の使用目的への適合性等に関していかなる保証も行わないものとします。
2. 弊社は、購入者による対応機器の使用その他本サービスによる売買契約に関して購入者に生じた特別損害、拡大損害に関しては責任を負いません。また、弊社が購入者による対応機器の使用その他本サービスによる売買契約に関して責任を負う範囲は、いかなる場合においても購入者の購入した対応機器の端末代金相当額をその上限とします。ただし、弊社の故意又は重過失により購入者が損害を負った場合は、この限りではありません（購入者が法人および個人事業主の場合を除く）。

第10条 (住民票取得等の同意)

購入者は、本申込みに係る審査のため若しくは債権管理のために、弊社が必要と認めた場合には、購入者の住民票等を弊社が取得し利用することに同意するものとします。

第11条 (合意管轄裁判所)

購入者は、売買契約について紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、東京地方裁判

所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第12条（債権の譲渡）

弊社は、購入者に対する売買契約に基づく債権を第三者に譲渡することや担保に供することがあります。この場合において、購入者は、当該債権の譲渡及び弊社が購入者の個人情報譲渡先又は担保権者に提供することにあらかじめ同意するものとします。

「ruum モバイルサービス」の対応機器販売に関する特定商取引法に基づく表示

ご利用にあたっては、本紙に記載の事項及び契約の解除に関する事項をよくお読みください。
紙媒体での提供をご希望されるお客様は、ruum モバイルサポートセンターまでご連絡ください。

(1) 商品名

「ruum モバイルサービス」対応モバイル WiFi 端末機器

- ・モバイル WiFi 端末機器の詳細は「ruum モバイル」Web サイトにてご確認ください。

(2) 料金

モバイル WiFi 端末機器代金：13,200 円（税込）

- ・新規契約時のモバイル WiFi 端末機器の送料は弊社で負担いたします。

(3) 料金の支払い方法及び支払い時期

支払方法：弊社が定めるクレジット会社のクレジットカードによるお支払い。

支払時期：お申込み完了時に各クレジットカード会社へ請求いたします。

クレジットカード会社からお客様へご請求タイミングについては、ご利用の各クレジットカード会社にお問い合わせください。

- ・弊社が定めるクレジット会社のクレジットカードにてお支払いされる方のうち、割賦払いを選択された際の各回支払金額、および支払回数については、本紙記載の「ruum モバイル クラウド WiFi サービス 割賦販売法 4 条に基づく同意書面」をご確認ください。

(4) 商品の引渡時期

お客様からの利用申込みに基づき、弊社の申込み処理手続きが完了した後、お客様のご注文確定日より最短 3 営業日から 10 日程度でお届けします。また、お届け日の指定があった場合には、ご指定日までにお届けできるように発送します。

発送又は到達は、加入審査、交通事情、機器の在庫・製造状況などにより遅れる場合がございます。また、大型連休、年末年始、夏季休業にかかる場合には、通常よりもお届けまでに時間を要することがございます。予めご了承ください。

お客様のお手元にモバイル WiFi 端末機器が届いた日からご利用いただけます。

(5) 販売事業者の名称および住所

名称	大東建託パートナーズ株式会社
住所	東京都港区港南二丁目 16 番 1 号

(6) 契約不適合がある場合の弊社の責任について

上記モバイル WiFi 端末機器の販売に関し弊社が負う損害賠償責任は、いかなる場合においても、お客様から受領する購入した対応機器の端末代金相当額を上限とします。ただし、弊社の故意又は重大な過失によりお客様に損害が生じた場合には、この限りではありません（お客様が法人および個人事業主の場合を除きます）。

(7) 契約の解除について

- ・以下に記載の「契約の解除に関する事項」をご確認ください。

【契約の解除に関する事項】

1. 弊社の Web ページまたは電子メールなどの電子的手段により本サービスの契約内容を確認されたお客様は、当該確認時点から起算して 8 日を経過する日、専用モバイル WiFi 端末の到着日から起算して 8 日を経過する日のいずれか遅い日までの間は、契約解除の旨と「お客様番号、住所、氏名、電話番号および解除を希望するサービス名称」（いずれもこのサービスの利用申し込み時に弊社にご登録いただいた情報または弊社が発行しお客様に通知した番号）を書面に記載し、署名捺印のうえ、郵送にて以下にご連絡いただくことにより電気通信事業法に定める初期契約解除制度に基づき本サービスに関する利用契約の解除を行うことができます。
2. 前項にかかわらず、弊社が本サービスに関する利用契約の解除に関する事項につき不実のことを告げたことによりお客様が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって上記 1 に記載した期間を経過するまでに当該契約を解除しなかった場合は、改めて当該契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、お客様は上記 1 同様、郵送にてご連絡いただくことにより当該契約の解除を行うことができます。
3. 上記 1、2 に基づく本サービスに関する利用契約の解除は、当該契約の解除に係る書面をお客様が上記 1、2 の記載に従って発した時に、その効力が生じます。
4. 上記 1、2 に基づく契約の解除があった場合においては、弊社は、以下 5 に基づく対価請求額として電気通信事業法により認められた範囲を除き、その契約の解除に伴う損害賠償または違約金の支払を請求いたしません。また、当該場合において、弊社がすでに金銭などを受領しているときは、当該対価請求額として認められた範囲を除き、当該金銭などをお客様に返還いたします。
5. 上記 1、2 に基づく契約の解除があった場合においても、以下の対価①登録事務手数料（3,300 円税込）②機器購入費（付属品を含む機器一式を返却いただけない場合、破損している場合等）については、お支払いいただきます。
6. 上記 1、2 に基づく契約の解除があった場合、端末機器一式をお客様が解除に係る書面を上記 1、2 の記載に従って発した日から起算して 8 日以内に弊社指定住所へ発送するものとします。また、その返却に要する費用はお客様のご負担となります。なお、返却が確認できない場合、破損している場合等は、機器購入費相当額を請求いたしますので、ご注意ください。
7. 上記 1、2 に基づく契約の解除があった場合において、すでに引渡された端末機器が使用されたときにおいても、弊社は、当該機器の使用により得られた利益に相当する金銭の支払いを請求いたしません。
8. 上記 1、2 に基づき本サービスに関する利用契約を解除した場合、元の契約に戻すことはできませんのであらかじめご了承ください。
9. 【本件についてのお問合せ・初期契約解除申し込み書面の送付先】
お問い合わせ
ruum モバイルサポートセンター TEL：0120-805-289
送付先住所
〒132-0024 東京都江戸川区一之江 2-10-3
Forneeds 倉庫内大東建託パートナーズ ruum モバイルサポートセンター 行
10. 【初期契約解除申し込み書面】
 - ・ご契約者名
 - ・ご住所
 - ・連絡先電話番号

- ・ご契約者様番号
- ・ご契約成立年月日
- ・初期契約解除申し込み書面の発送日
- ・契約解除の依頼文

(8) お問い合わせ先

ruum モバイルサポートセンター電話番号 0120-805-289

受付時間 10:00～21:00（年末年始を除く）

※対応品質向上のため、通話内容を録音させていただいております

附則：この規約は2020年10月26日から実施します。

2021年3月1日 一部改訂

2022年7月1日 改定

2023年4月1日 一部改訂

2025年9月26日 一部改訂

ruum モバイル クラウド WiFi サービス契約対応機器購入費用 (ruum モバイル クラウド WiFi サービス 割賦販売法 4 条に基づく同意書面)

本書面、ruum モバイル クラウド WiFi サービス契約対応機器販売規約、その他本書面において明示している Web サイト上の記載は、一体として割賦販売法 4 条に基づく書面となるものです。なお、本項に記載の内容は、対応機器を弊社が定めるクレジット会社のクレジットカードにてお支払いされる方のうち、割賦にてご購入いただくプランをお申込みの方のみ対象となります。

紙媒体での提供をご希望されるお客さまは、ruum モバイルサポートセンターまでご連絡ください。

■ NA01/NA02

1. 契約商品

契約商品名	モバイルルーター
製造者	株式会社グローバルネット
機種名	NA01/NA02
数量	1 台
現金販売価格	1 3, 2 0 0 円 (税込)

2. お支払い内容

機器購入契約日	ruum モバイル クラウド WiFi サービス契約日 ※ 1
所有権移転時期	お支払い完了時点
商品引渡時期	お申込み日から通常 1 0 日以内 ※ 2
割賦販売価格	1 3, 2 0 0 円 (税込)
支払総額	1 3, 2 0 0 円 (税込)
頭金	0 円
実質年利	0 %
支払回数	2 4 回
支払期間	2 5 ヶ月 ※ 3
賦払金 ※ 4	1 回目～ 2 4 回目 5 5 0 円 (税込)

※ 1 : お客様の ruum モバイル クラウド WiFi サービス契約日は、ご契約者様専用サイトにてご確認ください。
(<https://www.ruum.me/shop/customer/regularhistorylist.aspx>)

※ 契約サービス一覧> ruum モバイル> マイページへ からご確認ください。

※ 2 : お支払い方法が確定してから通常 1 0 日以内でのお引き渡しになります。加入審査、交通事情、機器の在庫・製造状況などにより遅れる場合がございます。

※ 3 : 支払い開始日及び支払い期間は、お客様の賦払金のお支払い方法により異なります。支払い開始日から 2 4 回お支払いしていただきますので、お客様の賦払金のお支払い方法によっては、支払期間が売買契約締結後 2 5 ヶ月以上になることがあります。

※ 4 : 消費税の計算上、税抜の表記額から算出した金額合計と割賦販売価格とに差異が生じる場合がございますが、お客様にご負担していただく金額は税込の価格となります。

賦払金の支払い方法及び支払い時期

ruum モバイル クラウド WiFi サービス対応機器の配送完了日を含む暦月の翌月より、大東建託パートナーズ株式会社からクレジットカード会社への請求を開始いたします。その後、お客様へクレジットカード会社より該当月のカードご利用料金の通知があり

(ご利用明細でのご案内)、ご利用料金のお引き落としとなります。カード会社からの通知時期や引き落とし時期については、ご利用のカード会社にご確認ください。

割賦販売法第4条第1項第5号及び割賦販売法施行規則第6条第1項第2号口の定めに従い、お客様は、引渡された商品が申込時のWebページに掲載されていた商品と異なる場合には、契約の解除を申し出ることができますが、その他の場合については、通信販売の返品特約に基づき返品される場合を除き、お客様都合による契約の解除については一切お受けできません。

※お客様が ruum モバイル クラウド WiFi サービスをご解約された場合で、ご購入いただいた ruum モバイル クラウド WiFi サービス対応機器の残債があるときには、一括にて弊社にお支払いいただきます。

3. 販売元・問い合わせ窓口

販売元名	大東建託パートナーズ株式会社
住所	〒108-0075 東京都港区港南二丁目16番1号
問い合わせ窓口の名称	ruum モバイルサポートセンター
電話番号	0120-805-289
受付時間	10:00～21:00 (年末年始・特別休暇日を除く) ※対応品質向上のため、通話内容を録音させていただいております